

# 司法書士による 県下一斉 **無料** 法律相談会 & 法務局による相続登記相談会

予約不要！  
相談無料！



相続登記相談イメージキャラクター  
「トウクツネ」

～令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます！～

**日時** 令和6年2月23日(金・祝日)

午前10時から午後3時まで

**会場** 県内7か所で開催！

相続や遺言に関する相談を始め、不動産や会社の登記、供託、債務整理、各種裁判手続等に関する相談をお受けします。

- 《佐賀会場》 アバンセ (4階 第1及び第4研修室)  
佐賀市天神三丁目2-11
- 《神埼・吉野ヶ里会場》 吉野ヶ里町中央公民館(学習室)  
神埼郡吉野ヶ里町吉田307
- 《鳥栖会場》 鳥栖商工会議所(3階大会議室)  
鳥栖市元町1380-5
- 《唐津会場》 KARAE(カラエ)唐津(2階)  
唐津市京町1783(京町アーケード内)
- 《武雄会場》 武雄市文化会館(大集会室B)  
武雄市武雄町大字武雄5538-1
- 《鹿島会場》 市民交流プラザ「かたらい」(生活相談室)  
鹿島市大字高津原4326-1
- 《伊万里会場》 伊万里市民センター「ふれあいプラザ」  
(第5会議室) 伊万里市松島町391-1

(お問合せ) 佐賀県司法書士会事務局 電話番号 0952-29-0626  
受付時間 平日10時から16時まで

共催：佐賀県司法書士会 佐賀地方法務局

佐賀県司法書士会と佐賀地方法務局は、相続登記の申請義務化に向けた周知・広報に連携して取り組んでいます



令和6年4月1日

# 相続登記の申請が義務化されます

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

相続（遺言）によって、土地や建物を取得した方は、**そのことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をしないことになりました。

**令和6年4月1日**から始まりますが、それ以前に相続が発生していても、**土地や建物の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります。

## 相続登記をしていないと発生するさまざまな問題

- 相続した不動産を売却したいが、すぐに売ることができない。
- 住宅ローンを組む必要があるが、すぐに担保に入れられない。
- 相続人が亡くなり更にその相続人…と相続人が増えてしまうと
  - ・ 誰が相続人となるのか調査に時間と費用がかかる。
  - ・ 連絡先が分からないなどますます手続きが困難になる。



## ～相続した土地の管理にお困りの方へ～

### 相続した不要な土地、国が引き取ります

「遠くに住んでいて利用する予定がない…」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい…」このように、相続した土地の管理にお困りの方へ、相続した土地の所有者からの申請によって、所有権を国に移転することができます。

国が引き取って、管理することができる土地については、一定の要件があり、また、一定の費用負担が必要です。

#### （お問合せ）

佐賀地方法務局登記部門  
相続土地国庫帰属審査室  
電話番号 0952-26-2453

